附　則

1　この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

2　この省令による改正後の独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する省令別記様式第二、別記様式第三、別記様式第六及び別記様式第七の様式は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十条の七第一項（同法第五十条の十一において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出（施行日前にされた同項の規定による届出に係る事項の変更に係る届出を除く。）について適用し、施行日前にされた同項の規定による届出及び施行日以後にされる当該届出に係る事項の変更に係る届出については、なお従前の例による。

○法務省令第三十五号

総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第五十一条の規定に基づき、総合法律支援法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十八日

法務大臣　上川　陽子

総合法律支援法施行規則の一部を改正する省令

総合法律支援法施行規則（平成二十七年法務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（支援センターの長への再就職の届出） **第四十六条**　準用通則法第五十条の七第一項の規定による届出をしようとする支援センター役職員（同項に規定する支援センター役職員をいう。次項、第三項及び第四項第二号において同じ。）は、別記様式第二に従い、支援センターの長に届出をしなければならない。 2　準用通則法第五十条の七第一項の規定による届出をした支援センター役職員は、当該届出に係る第四項第五号から第九号までに掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、別記様式第三に従い、その旨を支援センターの長に届け出なければならない。 3　［略］ 4　準用通則法第五十条の七第一項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 ［一・二　略］ 三　再就職の約束をした日以前の支援センター役職員（準用通則法第五十条の四第一項に規定する支援センター役職員をいう。第十号において同じ。）としての在職中において、再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日（当該日がなかった場合には、その旨） 四　［略］ 五　［略］ 六　［略］ 七　再就職先の名称及び連絡先 八　［略］ 九　［略］ 十　離職後の就職の援助（最初に支援センター役職員となった後に行われたものに限る。以下この号において同じ。）を行った者の氏名又は名称及び当該援助の内容（離職後の就職の援助がなかった場合には、その旨）	（支援センターの長への再就職の届出） **第四十六条**　準用通則法第五十条の七第一項の規定による届出をしようとする支援センター役職員（同項に規定する支援センター役職員をいう。以下この条において同じ。）は、別記様式第二に従い、支援センターの長に届出をしなければならない。 2　準用通則法第五十条の七第一項の規定による届出をした支援センター役職員は、当該届出に係る第四項第四号から第八号までに掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、別記様式第三に従い、その旨を支援センターの長に届け出なければならない。 3　［同上］ 4　準用通則法第五十条の七第一項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 ［同上］ ［号を加える。］ 三　［同上］ 四　［同上］ 五　［同上］ 六　再就職先の名称 七　［同上］ 八　［同上］ ［号を加える。］